

農業委員会事務局

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 農業委員会事務局 |
| 3 事前調査期間 | 平成27年4月10日 |
| 4 監査期間 | 平成27年5月26日 |
| 5 監査対象年度 | 平成26年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

農業委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成27年4月1日現在）は、次のとおりである。

農地法に基づく農地の権利移動・農地転用、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定等促進、租税特別措置法に基づく農地の相続税・贈与税の納税猶予の特例、農地等の利用関係の調整、農業・農業者に関する事業の啓発宣伝、農業者年金に関する業務等を所掌する。

（職員4名、再任用職員2名、併任職員3名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、1者単独随意契約（委託料）の状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

特になし

2 意見

(1) 委託契約について

1者単独随意契約による業務委託においては、業務内容を項目別に分類して、詳細に経費を積算することで、見積原価を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を見極めること。 【改善事項】

(2) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。また、特定の職員に業務の集中が見られるため、所属長は事務分担の適正化・平準化を図る

こと。さらに、所属長は総時間外手当を金額ベースで把握し、コスト意識を常に強く持つとともに、職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務の縮減を図ること。 **【改善事項】**

(3) 「農地バンク制度」について

「農地バンク制度」の利用促進に取り組んでいるが、制度の内容が分かりにくい。今後は、農地情報公開システムなどを取り入れた利用しやすい制度の案内内容に見直すとともに、「農地バンク制度」の情報発信に努めること。 **【改善事項】**

(4) 遊休農地の復元について

遊休農地については、農地パトロールによる管理指導が実施されているが、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、さらに遊休地が進むことが懸念される。遊休農地の現地調査を実施するとともに、現状の把握及びそのデータを整理し、遊休農地の復元に努めること。 **【改善事項】**